

香美町上下水道料金早見表

上水道料金 = 水道基本料金(第1表) + 水道従量料金(第3表) + 消費稅

下水道料金 = 下水道(基本料金含む)水量料金(第3表) + 消費税

※ 消費税は、水道基本料金と使用水量料金の合計額、下水道(基本料金含む)水量料金の合計額それぞれに 税率を乗じて得た金額で、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てます。

第1表 水道基本料金

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
金額	750円	1,180円	1,460円	2,100円	2,700円	4,490円	5,270円	10,920円

第2表 下水基本料金

口径	ト 水道口径にかかわらず、一律、10㎡以下	1 000III
金額	小垣口往にかがわりり、一年、10111以下	1,000

第3表 水道・下水従量料金

水量	水道料金	下水料金	水量	水道料金	下水料金	水量	水道料金	下水料金	水量	水道料金	下水料金	水量	水道料金	下水料金	水量	水道料金	下水料金
(㎡/月)	(円)	(円)	(㎡/月)	(円)	(円)	(㎡/月)	(円)	(円)	(㎡/月)	(円)	(円)	(㎡/月)	(円)	(円)	(㎡/月)	(円)	(円)
1	71	1,800	31	3,258	6,777	61	7,698	13,887	91	12,138	20,997	121	16,956	28,107	160	23,430	37,350
2	142	1,800	32	3,406	7,014	62	7,846	14,124	92	12,286	21,234	122	17,122	28,344	170	25,090	39,720
3	213	1,800	33	3,554	7,251	63	7,994	14,361	93	12,434	21,471	123	17,288	28,581	180	26,750	42,090
4	284	1,800	34	3,702	7,488	64	8,142	14,598	94	12,582	21,708	124	17,454	28,818	190	28,410	44,460
5	355	1,800	35	3,850	7,725	65	8,290	14,835	95	12,730	21,945	125	17,620	29,055	200	30,070	46,830
6	426	1,800	36	3,998	7,962	66	8,438	15,072	96	12,878	22,182	126	17,786	29,292	210	31,730	49,350
7	497	1,800	37	4,146	8,199	67	8,586	15,309	97	13,026	22,419	127	17,952	29,529	220	33,390	51,870
8	568	1,800	38	4,294	8,436	68	8,734	15,546	98	13,174	22,656	128	18,118	29,766	230	35,050	54,390
9	639	1,800	39	4,442	8,673	69	8,882	15,783	99	13,322	22,893	129	18,284	30,003	240	36,710	56,910
10	710	1,800	40	4,590	8,910	70	9,030	16,020	100	13,470	23,130	130	18,450	30,240	250	38,370	59,430
11	830	2,037	41	4,738	9,147	71	9,178	16,257	101	13,636	23,367	131	18,616	30,477	260	40,030	61,950
12	950	2,274	42	4,886	9,384	72	9,326	16,494	102	13,802	23,604	132	18,782	30,714	270	41,690	64,470
13	1,070	2,511	43	5,034	9,621	73	9,474	16,731	103	13,968	23,841	133	18,948	30,951	280	43,350	66,990
14	1,190	2,748	44	5,182	9,858	74	9,622	16,968	104	14,134	24,078	134	19,114	31,188	290	45,010	69,510
15	1,310	2,985	45	5,330	10,095	75	9,770	17,205	105	14,300	24,315	135	19,280	31,425	300	46,670	72,030
16	1,430	3,222	46	5,478	10,332	76	9,918	17,442	106	14,466	24,552	136	19,446	31,662	400	63,270	97,230
17	1,550	3,459	47	5,626	10,569	77	10,066	17,679	107	14,632	24,789	137	19,612	31,899	500	79,870	122,430
18	1,670	3,696	48	5,774	10,806	78	10,214	17,916	108	14,798	25,026	138	19,778	32,136	600	96,470	148,430
19	1,790	3,933	49	5,922	11,043	79	10,362	18,153	109	14,964	25,263	139	19,944	32,373	700	113,070	174,430
20	1,910	4,170	50	6,070	11,280	80	10,510	18,390	110	15,130	25,500	140	20,110	32,610	800	129,670	200,430
21	2,030	4,407	51	6,218	11,517	81	10,658	18,627	111	15,296	25,737	141	20,276	32,847	900	146,270	226,430
22	2,150	4,644	52	6,366	11,754	82	10,806	18,864	112	15,462	25,974	142	20,442	33,084	1,000	162,870	252,430
23	2,270	4,881	53	6,514	11,991	83	10,954	19,101	113	15,628	26,211	143	20,608	33,321	1,100	179,470	278,430
24	2,390	5,118	54	6,662	12,228	84	11,102	19,338	114	15,794	26,448	144	20,774	33,558	1,200	196,070	304,430
25	2,510	5,355	55	6,810	12,465	85	11,250	19,575	115	15,960	26,685	145	20,940	33,795	1,300	212,670	330,430
26	2,630	5,592	56	6,958	12,702	86	11,398	19,812	116	16,126	26,922	146	21,106	34,032	1,400	229,270	356,430
27	2,750	5,829	57	7,106	12,939	87	11,546	20,049	117	16,292	27,159	147	21,272	34,269	1,500	245,870	382,430
28	2,870	6,066	58	7,254	13,176	88	11,694	20,286	118	16,458	27,396	148	21,438	34,506	2,000	328,870	512,430
29	2,990	6,303	59	7,402	13,413	89	11,842	20,523	119	16,624	27,633	149	21,604	34,743	-	411,870	642,430
30	3,110	6,540	60	7,550	13,650	90	11,990	20,760	120	16,790	27,870	150	21,770	34,980	3,000	494,870	772,430

水道従量料金単価

O 10㎡まで 71 円 / ㎡ 120 円 / m³ O 10㎡を超え30㎡まで O 30㎡を超え100㎡まで 148 円 / ㎡

O 100㎡を超える 166 円 / ㎡

下水道従量料金単価

● 10㎡まで(基本料金)

1,800円(定額) 237 円 / ㎡ ● 10㎡を超え200㎡まで

252 円 / ㎡ ● 200㎡を超え500㎡まで

● 500㎡を超える 260 円 / ㎡

【令和4年4月からの使用分(令和4年6月請求以降)】

※ 下水道料金の改定はありません。

◆ 上下水道料金は、納期内納付にご協力を・・・

- ◎ 口座振替は、毎月末日が振替日です。(ただし、12月は28日です。) また、振替日が土・日・祝日の場合は、その翌日の営業日になります。
- ◎ コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリからも、納付できます。

◆ 検針を能率よく行なうためにご協力を・・・・

水道メーターの検針は、2か月に1回、偶数月に行っています。検針員が 安全・迅速に検針できるよう、次の事にご協力ください。

また、小代・村岡区の2月検針は、積雪等で検針が出来ませんので 認定水量で料金を請求する事となります。

- ◎ メーターボックスの上に駐車したり、物を置いたりしないでください。
- ◎ メーターボックスの付近には、犬をつながないでください。
- ◎ メーターボックスの清掃や付近の除草をお願いします。

◆ 排水設備の日常の心がけについて

- ◎ 排水設備には油等が付着してきますので分離マスは週1回程度 の掃除をお願いします。
- ◎ 排水口には、大きなゴミが流れ込まないようにしましょう。
- ◎ 台所の排水口に、天ぷら油などの食用廃油を流さないようにしま しょう。
- ◎ トイレでは、必ずトイレットペーパーを使用してください。
- マスの中へ、揮発性の溶剤(ガソリン・シンナー・石油など)を絶対 に流さないでください。

◆ 引越しなどのときは届け出を・・・

次のようなときは、2~3日前までに上下水道課へ必ずお届け(電話)ください。

- ◎ 上下水道の使用を開始または中止されるとき。
- ◎ 使用者等の名義を変更されるとき。

◆ 定期的に水道メーターを見て漏水の確認を・・・

地中や床下、壁の内側などにある水道管の漏水は、発見することが難しく、 知らない間に漏水している事があります。

定期的に水道メーターを見て、漏水がないか確認してください。 〈漏水の確認方法〉

- (1) ご家庭の蛇口をすべて閉めてください。
- (2) 水道メーターのパイロットを確認して、少しでも動いていれば、 漏水している可能性があります。
- (3) 漏水修理については、使用者負担となりますので、香美町指定 給水装置工事事業者に連絡して、修理を依頼してください。



お問い合わせ先

◎香美町役場 上下水道課

〒669-6545 兵庫県美方郡香美町香住区森463-1 TEL 0796-36-0420 / FAX 0796-36-0297

◎香美町役場 村岡地域局内 上下水道課

〒667-1311 兵庫県美方郡香美町村岡区村岡390-1 TEL 0796-94-0321 / FAX 0796-98-1532